

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

愛媛国民年金 事案 656 (事案 340 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から49年3月までの期間及び50年12月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から49年3月まで
② 昭和50年12月から51年3月まで

昭和49年4月以前に夫の知人から、申立期間の国民年金保険料を特例納付できることを聞き、夫が、A市役所の窓口で夫婦の国民年金の加入手続を行い、その場で夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を一括納付した。それ以降は、私が、同市B出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付したと記憶している。

今回、新たに、夫の知人が自身の国民年金保険料を特例納付した後に、夫に特例納付を勧めたこと、及び夫が一括納付した金額は、10万円ではなく8万8,000円であったことを思い出したので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に係る国民年金被保険者名簿が昭和51年1月に夫婦一緒に作成され、国民年金手帳記号番号は同年2月に夫婦連番で払い出されていることから、申立人は、この頃、国民年金に加入したと推認でき、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人の夫が一括納付したと主張する国民年金保険料額(10万円程度)は、実際の保険料額(15万3,700円)と相違していること、iii) 申立人の夫が行った特例納付は、年金受給資格期間の要件を満たすことを目的としていたものと推認でき、50年12月の時点では、

申立人は、特例納付を行わなくとも年金の受給権を取得することが可能であったため、申立期間の保険料は未納付であったと推認できることなどから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成*年*月*日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「夫の知人が自身の国民年金保険料を特例納付した後に、夫に特例納付を勧めたことを思い出した。」と主張しているところ、申立人の夫の知人に対しては、昭和52年4月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人夫婦より後に、夫の知人が国民年金に加入したことがうかがわれることから、申立人の主張は、当該事実と相違する。

また、申立人は、「夫が一括納付した金額は、10万円ではなく8万8,000円であったことを思い出した。」と主張しているが、前述のとおり、実際の国民年金保険料額と相違している。これらの事実から申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 657 (事案 339 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から45年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間及び50年12月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から45年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで
③ 昭和50年12月から51年3月まで

昭和49年4月以前に夫の知人から、申立期間の国民年金保険料を特例納付できることを聞き、夫が、A市役所の窓口で夫婦の国民年金の加入手続を行い、その場で夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を一括納付した。それ以降は、私が、同市B出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付したと記憶している。

今回、新たに、夫の知人が自身の国民年金保険料を特例納付した後に、夫に特例納付を勧めたこと、及び夫が一括納付した金額は、10万円ではなく8万8,000円であったことを思い出したので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に係る国民年金被保険者名簿が昭和51年1月に夫婦一緒に作成され、国民年金手帳記号番号は同年2月に夫婦連番で払い出されていることから、申立人は、この頃、国民年金に加入したと推認でき、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人が一括納付したと主張する国民年

金保険料額（10万円程度）は、実際の保険料額（15万3,700円）と相違していること、iii）申立人は、50年12月に特例納付を行っていることが特殊台帳から確認でき、当該特例納付を行うことにより、同年12月以降、申立人が60歳に到達するまでの間の国民年金保険料を納付した場合、年金受給資格期間の要件を満たすことを目的として特例納付を行ったと推認でき、過年度納付についても同様に、受給権を取得するために、その時点で過年度納付が可能な期間について、先に経過した月から納付したものと推認できる。このため、申立期間の保険料は未納付であったと推認できることなどから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成*年*月*日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、「夫の知人が自身の国民年金保険料を特例納付した後、夫に特例納付を勧めたことを思い出した。」と主張しているところ、申立人の知人に対しては、昭和52年4月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人夫婦より後に、申立人の知人が国民年金に加入したことがうかがわれることから、申立人の妻の主張は、当該事実と相違する。

また、申立人の妻は、「夫が一括納付した金額は、10万円ではなく8万8,000円であったことを思い出した。」と主張しているが、前述のとおり、実際の国民年金保険料額と相違している。これらの事実から申立人の妻の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から5年1月まで

平成4年8月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行っていないのに、市役所から国民年金保険料の納付書が届いた。5年2月に再就職した後、妻が当該納付書により、銀行で私の国民年金保険料を納付した。

平成5年9月1日に国民年金保険料を納付した記録（国民年金税 48,500円）を家計簿に記載しているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年4月1日に初めて国民年金に加入していることがオンライン記録から確認でき、それまで申立人は、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認できる上、申立期間は未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することはできず、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する家計簿には、「9月1日（水）国民年金税 48,500円」との記載があり、当該金額は、申立期間の一人分の国民年金保険料額（9,700円×5月）と一致するが、当該期間において、申立人の妻が自身の国民年金保険料を過年度納付していることがオンライン記録から確認できることから、当該家計簿に記載された金額は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を示すものとは推認し難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。